

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	115,500,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	八尾工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	77,000,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	鶴見工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	45,320,000	令和3年4月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	251,350,000	令和3年4月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	東淀工場	(株)天満電機産業	2,365,000	令和3年4月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	74,360,000	令和3年4月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	メタウォーター(株)	18,150,000	令和3年5月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	458,700,000	令和3年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	鶴見工場1号ボイラ設備緊急補修工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	4,950,000	令和3年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
10	西淀工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	8,910,000	令和3年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
11	八尾工場補機関係ほか整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	18,590,000	令和3年6月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	西淀工場計装設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	富士電機(株)	16,830,000	令和3年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24 時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況である。

廃水浄化設備は、(株) 栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 栗本鐵工所であるが、現在、(株) 栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社(株) クリモテクノスとともに、平成 21 年 7 月に環境事業をメタウォーター(株) へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター(株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場1号ボイラ設備緊急補修工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

鶴見工場ボイラ設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、1号ボイラ設備に故障の兆候が見られたため、炉の運転が不可能な状況となっており早急に着手しなければ、中間点検整備工事終了後も1号炉を立ち上げることができない状況となる。中間点検整備後に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急補修工事を行うものである。

当工場のボイラは日立造船(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本工事については、ボイラが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場のボイラを設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 補機関係ほか整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場補機関係及び電気計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。機器冷却水揚水ポンプは、機器冷却水を機器冷却塔に揚水する設備である。また、IDF用電油操作器は、炉内圧力を制御する設備である。両設備は、焼却プラントの主要設備であり、故障により使用不可の場合、焼却プラントの運転継続ができなため、更新及び整備を行うものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

以上の事から、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）